

人事院会議議事録

会議日

令和6年11月21日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (給与局)
井手給与第三課長

議題

人事院規則9-55(特地勤務手当等)の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-55(特地勤務手当等)の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則9—55（特地勤務手当等）の一部改正について

令和6年11月21日
給 与 局

1 改正内容

特地勤務手当を支給する官署については、人事院規則9—55（特地勤務手当等）別表において官署名、所在地及び級別区分を規定している。

今般、当該別表に掲載されている奄美市に所在する名瀬測候所、奄美海上保安部及び鹿児島財務事務所名瀬出張所が同市内に新たに完成した合同庁舎に移転することとなった。

移転先について、指定基準に基づき確認したところ、引き続き3級地に該当するため、これらの官署について、所在地の改正を行う。

2 公布日・施行日

公布日：令和6年11月28日

施行日：令和6年11月28日（名瀬測候所関係）

同年12月10日（奄美海上保安部関係）

令和7年1月14日（鹿児島財務事務所名瀬出張所関係）

以 上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十一月二十八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五五―一五〇

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

		鹿兒島		府	都
		鹿兒島	(略)	府	都
奄美市名瀬	六の一	奄美市名瀬	(略)	所在地	
奄美海上保		名瀬測候所	(略)	官署	
		出張所	(略)	級別	三級地
		事務所名瀬	(略)	区分	(略)
		鹿兒島財務	(略)		
		矢之脇町二	(略)		
		(略)	(略)		
		奄美市名瀬	(略)		

		鹿兒島		府	都
		鹿兒島	(略)	府	都
奄美市名瀬	港町八の一	奄美市名瀬	(略)	所在地	
奄美海上保		名瀬測候所	(略)	官署	
		出張所	(略)	級別	三級地
		事務所名瀬	(略)	区分	(略)
		鹿兒島財務	(略)		
		長浜町一の	(略)		
		一	(略)		
		奄美市名瀬	(略)		

(略)	矢之脇町二 六の一	安部	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る
ものにあつては平成三十年七月一日、沖
縄森林管理署安波森林事務所に係るもの
にあつては同年十月一日、那覇検疫所平
良出張所に係るものにあつては平成三十
一年四月一日、門司税関厳原税関支署比
田勝出張所及び長崎税関鹿兒島税関支署

(略)	入舟町二二 の一	安部	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る
ものにあつては平成三十年七月一日、沖
縄森林管理署安波森林事務所に係るもの
にあつては同年十月一日、那覇検疫所平
良出張所に係るものにあつては平成三十
一年四月一日、門司税関厳原税関支署比
田勝出張所及び長崎税関鹿兒島税関支署

名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古

名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古

島出張所に係るものにあつては令和六年
一月十五日、名瀬測候所に係るものにあ
つては同年十一月二十八日、奄美海上保
安部に係るものにあつては同年十二月十
日、鹿児島財務事務所名瀬出張所に係る
ものにあつては令和七年一月十四日）に
おける区域を示し、その後における当該
区域に係る表示の変更によつて影響され
るものではない。

2
(略)

二
(略)

島出張所に係るものにあつては令和六年
一月十五日）における区域を示し、その
後における当該区域に係る表示の変更
によつて影響されるものではない。

2
(略)

二
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

る。

- 一 奄美海上保安部に係る改正規定 令和六年十二月十日
- 二 鹿児島財務事務所名瀬出張所に係る改正規定 令和七年一月十四日